

夕 監 第 42 号

令和7年8月26日

夕張市長 厚谷 司 様

夕張市監査委員 小林 尚

夕張市監査委員 千葉 勝



令和6年度決算における健全化判断比率審査意見書及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、意見を付して報告します。

(夕張市監査事務局)



令和6年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

夕張市監査委員

# 健全化判断比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率について審査したので、その結果について意見を提出する。

## (1) 監査の基準

本審査は、夕張市監査基準第4条第13項に基づき実施した。

## (2) 監査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による。

## (3) 監査の対象

令和6年度夕張市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## (4) 監査の着眼点

提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として実施した。

## (5) 監査の実施内容

決算値からの公債費等の推移から、将来に渡り財政負担等の見込みや過去3ヶ年からの推移等の状況に鑑み審査した。

## (6) 監査の実施場所及び日程

夕張市監査事務局

令和7年8月18日から令和7年8月26日

## (7) 監査の結果

審査した結果、決算値等に関する法令に基づいた判断基準について記載された書類等について適正かつ、適合しており正確であることが認められた。

### ① 算定結果

(単位：%)

比率名	令和6年度 算定比率	基準(参考)	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	<u>68.1</u>	25.0	35.0
将来負担比率	104.5	350.0	—

### ② 前年度との対比

(単位：%)

区分	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
令和6年度	—	—	68.1	104.5
令和5年度	—	—	67.2	171.7
増減	—	—	0.9	△67.2

## (8) 個別結果

### ① 実質赤字比率について

当該比率算定に該当する会計(一般会計等)は、本市においては一般会計のみである。

令和6年度における一般会計の実質収支は黒字であり、平成21年度以降当該比率に数値が計上されたことはない。

### ② 連結実質赤字比率について

令和6年度における一般会計、及び公営企業会計以外の特別会計においては、

いずれも黒字決算または収支均衡となった。

また、公営企業会計においても資金の不足額が生じなかったことから、当該比率においても該当なしである。

### ③ 実質公債費比率について

本市は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政再生計画を策定、総務大臣の同意を得たことで、膨大な収支不足額を再生振替特例債に振り替えた。

以降、財政再生計画に基づき再生振替特例債の償還を令和8年度末まで行うことになる(25.6億円)が、本市の標準財政規模(45～50億円弱)に鑑み再生振替特例債償還中に実質公債費比率が財政再生基準(35%)を下回ることはない。

### ④ 将来負担比率について

当該比率については、再生振替特例債を計画的に償還することに起因し着実に毎年度減少しており、令和2年度決算の段階で早期健全化基準(350%)を既に下回ったうえで更に減少を続けているところ。

## (9) 総括意見

本市は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、総務大臣の同意を得た財政再生計画に基づき予算を執行する関係上、健全化判断比率が財政再生計画で想定された範囲を超えることは考えにくい。

その財政再生計画の根幹をなす再生振替特例債の償還は令和8年度末で終了する。実質公債費比率の算定上、その後の3年間は財政再生基準を下回らない見込みである一方、特例債償還後は、それまでであった大きな財政支出が無くなることも事実である。

そのうえで、全国唯一の財政再生団体となった本市が、その経験を活かしどのように健全な財政を運営していくのか、今後策定予定とされている新しい市の総合計画においても十分考慮願いたい。

## 資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に係る資金不足比率について審査したので、その結果について意見を提出する。

### (1) 監査の基準

本審査は、夕張市監査基準第 4 条第 14 項に基づき実施した。

### (2) 監査の根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項による。

### (3) 監査の対象

令和 6 年度、夕張市の各公営企業会計（地方公営企業法適用・非適用）の決算に基づき、市長から提出された資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### (4) 監査の着眼点

提出された資金不足比率算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に照らし適正に作成されているか、また算出過程に誤りがないかを着眼点とした。

### (5) 監査の実施内容

資金不足比率に関する数値や関係書類及び、各会計の算定状況について審査した。

### (6) 監査の実施場所及び日程

夕張市監査事務局

令和 7 年 8 月 19 日から令和 7 年 8 月 26 日

### (7) 監査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

① 算定結果

(単位：%)

会計の名称	令和6年度 算定比率	経営健全化基準 (参考)
水道事業会計	—	20
市場事業会計	—	20
公共下水道事業会計	—	20

注) 上記3事業会計については、いずれも資金不足額が算出されず算定比率なし。

② 前年度との対比

(単位：%)

	水道事業 会計	市場事業 会計	公共下水道 事業会計
令和6年度	—	—	—
平成5年度	—	—	—
増減	—	—	—

(8) 総括意見

引き続き、経営健全化基準の該当とならぬよう健全な経営に努めていただきたい。